

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

すべての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢社会における重要な課題であり、持続可能な活力のある社会としていく上で、必要不可欠なものであることから社会全体で取り組む重要課題となっています。

本市においては、平成16年に「伊達市男女共同参画基本計画」を策定して以降、様々な取組を推進してきました。平成24年には、人々の価値観やライフスタイルの多様化に合わせ、「第2次伊達市男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向け様々な施策に取り組んでまいりました。

第2次計画が、令和3年度をもって計画の終期を迎えますが、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が残っております。継続した取組が必要なことから、国の第5次男女共同参画基本計画や北海道の計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画

「男女共同参画社会基本法」

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（該当部分：基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（該当部分：基本目標3 安心して暮らせる社会の実現）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- (4) 「伊達市総合計画」を推進していくための個別計画
(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を推進する計画



※「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」

平成27年（2015年）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 計画の期間

令和4年度から令和13年度の10年間とします。なお、国内外の社会情勢の変化や男女共同参画に対する社会的な意識の変化などを踏まえ、具体的な取組など必要に応じて計画の見直しについて検討します。